

第121号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「管理の特例」を「管理の代行」に改める。

第53条中「（隠岐郡に所在するものを除く。以下本章において同じ。）」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改める。

「第10章 管理の特例」を「第10章 管理の代行」に改める。

第63条第1項中「隠岐郡に所在する」を削り、「町」を「市町又は島根県住宅供給公社」に改め、同条第2項中「町が県営住宅等」を「市町又は島根県住宅供給公社が県営住宅等」に改め、「知事（第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあつては、当該町の長）」を「市町の長又は島根県住宅供給公社の理事長」に改める。

附則に次の5項を加える。

- 7 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「一部改正令」という。）附則第4条に規定する者について、第6条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「令第6条第5項第1号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第6条第5項第1号」と、「令第6条第5項第2号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第6条第5項第2号」とする。
- 8 一部改正令附則第3条に規定する者について、平成21年度から平成24年度までの間、第12条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「令第2条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）附則第3条」とする。
- 9 一部改正令附則第5条に規定する者について、平成26年3月31日までの間、第23条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「令第8条第1項」と

あるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第8条第1項」と、同条第2項中「令第9条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第9条」と、同条第4項中「令第8条第1項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第8条第1項」と、「令第9条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第9条」とする。

10 一部改正令附則第5条に規定する者について、平成21年度から平成25年度までの間、第25条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「令第8条第2項に定めるところにより定めるもの」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃の額から同項の規定による家賃の額（附則第8項に規定する者にあつては、平成21年度から平成24年度までの間においては、同項の規定により読み替えて適用される第12条第1項の規定による家賃の額。以下この項において同じ。）を控除した額に公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第8条第2項の表の上欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、第12条第1項の規定による家賃の額を加えた額」とする。

11 第14条に定めるもののほか、平成21年度から平成27年度までの間、一部改正令附則第3条に規定する者に対して、知事は、別に定めるところにより、家賃の額の減免をすることができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。